

お知らせ

今年も年末調整を行う時期が近づいてまいりました。例年どおり別途「年末調整のお知らせ」を同封させていただきました。年末調整の書類を弊所へ郵送いただくためのレターパックも同封しておりますので、どうぞご利用ください。今年もご協力のほどよろしくお願いいたします。

2017

10月号

vol.46

NEWS LETTER

先日、友人の某地方議員と会食していた際の話。彼が、なぜ中小企業の業績は上がらないのか意見を聞かせてほしい、と言ってきました。私は、中小企業のオーナーで複式簿記の知識がある人は稀である、よってこれは経済の問題というよりは教育の問題、簿記は義務教育での必須科目とすべき、会社の会計データを理解できない人が多いから総じて業績が上がらないと思う、と回答しました。彼は大変驚いていました。中小企業の社長は全員が簿記に詳しいと誤解していたのです。

医者でも開業すれば会計とは縁が切れなくなりません。簿記を商業科だけの知識としておくのはもったいない。皆さんはどのように思われますか？

岡村 景明

- * 最短2分あれば書ける!!
年末調整書類の書き方
給与所得者の扶養控除等(異動)届
- * Message From Staff
～最近気になること～

最短2分あれば書ける！！年末調整書類の書き方

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

今年も年末調整の時期がやってきました！！扶養親族がない方は赤の①～⑧の記入で完成です！！扶養親族がいる方も順番に進めていけば10分あればきっと書けます！！多分書けるはず！！書けなかったらごめんなさい！！頑張ってください！！

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	年齢	4年 月 日	扶
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	5		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	あなたの続柄	6		
			配偶者の有無	7		8

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	平成30年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	1	2	3	4	5	6	7
控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以前生)	1	3	2	4	5	6	7
	2						
	3						
	4						

障害者(注2)	区分	該当者	本人	同生計配偶者(注2)	扶養親族	寡妻	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2」記載についてのご注意の8をお読みください。)	異動月日及び事由
障害者(注2) 寡妻、寡夫又は勤労学生	一般の障害者	1					3	4
	特別障害者							
	同居特別障害者							
	勤労学生							

他の所得者が控除を受ける扶養親族等

共働きなどで配偶者が控除を受けている子供や両親などがいればご記入ください。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外/国外扶養親族	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平15.1.2以後生)	1							
	2							
	3							

16歳未満の扶養親族(16歳未満のお子様)の情報はこちらにご記入ください。

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、必要ありません。
 この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する場合があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等を必ずお読みください。

※「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

全員が記入する場所 ①～⑧

- あなたの氏名(フリガナ)**
自分のお名前とフリガナを記入します。お名前の横に印鑑を押します。
- あなたの個人番号**
自分のマイナンバー(個人番号)を記入します。
- あなたの住所又は居所**
自分の郵便番号と住所を記入します。
- あなたの生年月日**
自分の誕生日を和暦で書きます。
- 世帯主の氏名**
世帯主の氏名を書きます。世帯主とは「住民票」で「世帯主」となっている人のことです。
- あなたとの続柄**
世帯主とあなたとの続柄を記入します。世帯主があなたの場合は「本人」、世帯主が旦那様の場合は「夫」、世帯主がお父様の場合は「父」と記入します。
- 配偶者の有無**
配偶者の「有・無」のどちらかに○をつけます。
- 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出**
基本無記入で大丈夫です。
バイトなどのかけもち先に「従たる給与についての扶養控除等申告書」という書類を提出した場合のみ、○をつけます。

源泉控除対象配偶者がいる方が記入する場所 ①～⑦

- ① 配偶者のお名前とフリガナを記入します。
- ② 配偶者のマイナンバー（個人番号）を記入します。
- ③ 配偶者の誕生日を和暦で書きます。
- ④ 所得の見積額
配偶者の所得額を記入します。0円の場合も「0」と記入します。
※給与所得の計算は、別紙《年末調整のお知らせ》をご利用ください。
- ⑤ 同居の場合は何も記入しません。別居の場合は○をします。
- ⑥ 配偶者の住所を記入します。あなたと同居している場合は、省略して「同上」と書いてOKです。
- ⑦ 異動月日及び事由
何もなければ空欄で大丈夫です。
なにか変更があった場合にのみ、変更日と変更理由の記入します。（「H〇〇.〇.〇 婚姻」などと記入）

配偶者以外の16歳以上の扶養親族がいる方が記入する場所 ①～⑩

- ① 16歳以上の子供や親などの扶養親族のお名前とフリガナを記入します。
- ② 16歳以上の子供や親などの扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記入します。
- ③ 16歳以上の子供や親などの扶養親族のあなたとの続柄を記入します。
子供なら「子」、両親なら「父」「母」、などです。
- ④ 16歳以上の子供や親などの扶養親族の生年月日を記入します。
- ⑤ 昭和24年1月1日以前生まれの父母や祖父母と同居している場合は「同居老親等」にチェックをします。
別居の場合や、兄弟や従妹を扶養している場合は「その他」にチェックをします。
平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれ（19歳～22歳）の子どもを扶養している場合は
チェックをします。
- ⑥ 16歳以上の子供や親などの扶養親族の所得額を記入します。記入方法は④を参照ください。
- ⑦ 同居の場合は何も記入しません。別居の場合は○をします。
- ⑧ 同居の場合は何も記入しません。
別居の場合のみ「送金額」を記入します。（100万円の場合「1000000」と記入）
- ⑨ 16歳以上の子供や親などの扶養親族があなたと同居している場合は、省略して「同上」と書いてOKです。
- ⑩ 異動月日及び事由
何もなければ空欄で大丈夫です。記入例は⑦を参照ください。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生など当てはまる場合に記入する場所 ①～④

- ① 障害者
 障害者にチェックをし、表に人数を記入します。当てはまる欄のみの記入でOKです。
- ② 寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生
いずれかに当てはまる場合、チェックをします。
- ③ ①・②について、誰が当てはまるのかについて内容を書きます。
- ④ 異動月日及び事由
何もなければ空欄で大丈夫です。記入例は⑦を参照ください。

ご記入お疲れ様でした。ご記入いただきました《給与所得者の扶養控除等（異動）届》と《年末調整のお知らせ》・《給与所得者の保険料控除申告書》・《控除書類等添付資料》をセットにしご提出ください。
給与所得者の保険料控除申告書の記入にご不安がある方は、控除書類を添付の上、白紙にてご提案下さい。

Message From Staff

～最近気になること～

投資始めたいです

株主優待で生活している元プロ棋士の桐谷さんをおある番組で見たことが興味のきっかけです。番組では変わった方だなと楽しく見ていたのですが、弊所でも利用中のクラウド会計「マネーフォワード」のHPで桐谷さんが登壇された記事を読んでいてどんどん投資への興味が湧いてきました。

今では預金にお金を積み立てても金利は大変低いので、投資を考えてみるのも一つの方法かもしれないということと、未知の世界への興味ということで始めてみようと思っています。

もちろんリスクもあるので、ドキドキしております。

そして、色々調べてみますと投資方法にもいくつか種類があることを知りました。自分に向いているものは何か思案中です。



	年間投資額の上限	運用時	運用期間	資金の途中引出し	損益通算	その他
一般口座	上限なし	課税	制限なし	いつでもOK	できる	運用できる商品、株主優待などが豊富にある
iDeCo	加入年金により異なる	非課税	加入から60歳まで(10年間延長可能)	60歳まで原則できない	できない	積立時は全額所得控除、受け取り時は公的年金等控除・退職所得控除ができる
NISA	120万	非課税	5年(それ以降課税となり、最長10年)	いつでもOK(非課税枠の再利用は不可)	できない	NISA口座が毎年変更できるようになった
つみたてNISA	40万	非課税	20年	いつでもOK(非課税枠の再利用は不可)	できない	長期運用タイプ、NISAとの併用はできないのでどちらかを選択

竹内 菜美

会社から学ぶ



子育てがひと段落し、仕事を始めて半年がたちました。緊張の日々を常に働きやすい環境へと社員の方々を作って下さいます。少し紹介しますと…

ユニークなのが週に一度朝礼でお互いを褒める時間。仕事に限らず些細な行動も見ていてくれると感動しますし、自信につながります。自分でも相手の良いところを探すようになり、家で子供達に実践すると不思議と自分から動くようになるんです。子育てで叱ることが多かった私には目からウロコ。「褒められると嬉しい」という感情は大人も子供もあるんだと改めて知りました。

又、質問すると答えだけでなく+アルファの情報を頂くことも。考えることでここと繋がるんだ!という楽しさもあり仕事への興味を引き出してくれます。覚えることはまだまだ沢山ありますが、毎日新鮮に過ごせるのは岡村税理士事務所マジックだと思います。



村尾 佳子

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

